

議第146号

京都市立浴場条例の一部を改正する条例の制定について

京都市立浴場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月25日提出

京都市長 松井 孝治

京都市立浴場条例の一部を改正する条例

京都市立浴場条例の一部を次のように改正する。

別表第1 京都市立錦林浴場の項を削る。

別表第2 京都市立錦林浴場の項を削る。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

提案理由

京都市立錦林浴場を廃止する必要があるので提案する。